愛知労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛知県最低賃金（昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

愛知労働局長　藤澤　勝博

第４号中「１時間800円」を「１時間820円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

三重労働局長　川口　達三

第４号中「１時間753円」を「１時間771円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間838円」を「１時間858円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間776円」を「１時間794円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間750円」を「１時間769円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月１日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間715円」を「１時間731円」に改める。

国家試験

平成28年（第66回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所、期日及び受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

平成27年９月１日

経済産業大臣　宮沢　洋一

1　試験の場所　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄

2　試験の期日　平成28年３月６日（日）

3　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

4　受験願書（試験案内書）の配布期間　受験願書（試験案内書）の配布期間は平成27年10月１日（木）から同年10月30日（金）まで、郵送及びインターネットによる配布とする。

5　受験願書（試験案内書）の請求

①　受験願書（試験案内書）のインターネットでの入手　受験願書（試験案内書）をインターネットで入手する場合は、下記のＵＲＬから案内書と願書をダウンロード及び印刷をすること。また、下記のＵＲＬから願書に入力して印刷することも可能。

なお、ダウンロードの際には、ＰＤＦファイル又は入力した願書を印刷できるＰＣ環境、Ａ４のコピー用紙が印刷できるプリンタ（カラー／モノクロ、レーザー／インクジェットは問わず）、Ａ４サイズの白紙のコピー用紙が必要となるので、ＵＲＬのリンク先にある利用条件等を確認すること。

＜ＵＲＬ＞

http://keiryoshi.jp/index.html

②　受験願書（試験案内書）の郵便での請求　受験願書（試験案内書）の配布を希望する場合は、角型２号の封筒（返信用封筒）に、希望部数に応じて、１部希望の場合は140円、２部は205円、３部は250円、４部から８部は400円、９部から10部は600円の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記の上、別の封筒（請求用封筒）に封入して下記の請求先に送付すること。請求用封筒の表面には「計量士国家試験願書○部希望」と明記すること。なお、11部以上希望する場合は、請求先に相談すること。

受験願書（試験案内書）の請求先は下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課では受験願書（試験案内書）の配布は行わない。

＜受験願書（試験案内書）の請求先＞

〒100―8779 日本郵便銀座郵便局留　株式会社日通総合研究所内　計量士国家試験係　電話：0120―040―608（平日９：00―18：00）

6　受験願書の受付期間等　平成27年10月９日（金）から同年10月30日（金）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、角型２号封筒（Ａ４コピー用紙が折らずに入る封筒）に願書を入れ、封筒の表には「計量士国家試験願書在中」と明記し、郵送方法は簡易書留とする。

7　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び内閣府沖縄総合事務局商務通商課での受付は行わない。

＜受験願書の提出先＞

〒100―8779 日本郵便銀座郵便局留　株式会社日通総合研究所内　計量士国家試験係　電話：0120―040―608（平日９：00―18：00）

8　受験手数料　8,500円の収入印紙を願書に貼付。

9　提出書類

・計量士国家試験受験願書

・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（願書②に貼付のこと。）

・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成27年９月１日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　学科試験を行う航空従事者技能証明等

一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空整備士（飛行機に限る。）及び一等航空運航整備士（飛行機に限る。）の資格に係る技能証明

二　事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明

三　二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明の限定の変更

四　事業用操縦士及び自家用操縦士の資格に係る技能証明の等級についての限定の変更であって、新たに受けようとする限定が曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機であるもの

五　計器飛行証明

六　操縦教育証明

七　航空英語能力証明

2　学科試験の期日及び場所

一　前項第二号から第七号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成27年11月７日（土）①東京都②大阪市

二　前項第一号に掲げる技能証明等に係る学科試験　平成27年11月８日（日）①東京都②大阪市